

○松本市防災都市づくり計画策定専門委員会設置要綱

令和2年12月16日

告示第389号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市防災都市づくり計画(以下「計画」という。)を策定するため、松本市防災都市づくり計画策定専門委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定について審議し、それぞれの専門的事項について、意見又は提言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

学識経験者

防災関係者

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第5号に規定する指定公共機関関係者

地域関係者

行政関係者

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、学識経験者をもって充てる。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年12月16日から施行する